

公益財団法人高松市文化芸術財団

サンポートホール高松友の会「さんぼーとCLUB」会則

(名称)

第1条 この会は、サンポートホール高松友の会「さんぼーとCLUB」(以下「さんぼーとCLUB」という。)といたします。

(目的)

第2条 さんぼーとCLUBは、公益財団法人高松市文化芸術財団(以下「財団」という。)が行う事業への参加を通して、文化芸術への理解を深め、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 会員とは、さんぼーとCLUBの目的に賛同した個人で、第6条の年会費を納めた者をいいます。

(入会・更新の手続き)

第4条 新たにさんぼーとCLUBに入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記載のうえ、会費を添えて申し込むものとします。入会日は、この入会手続きをした日とします。

2 会員資格を更新しようとする者は、会員期間満了日までに会費を納入するものとします。この期間中に手続きが行われない場合は、退会したものとみなします。

3 退会后3か月以内の入会に限り、登録内容に変更がない場合は、申込書の記入は不要とします。

(会員の期間)

第5条 会員の期間は、入会日から翌年同日の属する前月の末日までとします。

2 会員資格を更新したときの会員期間は、更新前の会員期間満了日までの期間及び会員期間満了日の翌月初日から1年間とします。

(年会費)

第6条 会費は、前条の1会員期間につき1,000円とします。

2 納入した会費は、いかなる事情があっても返却しません。

(会費の納入)

第7条 会費の納入方法は、現金払い・銀行振込・クレジットカード支払いとし、代金等の払い込みにかかる手数料は、会員の負担とします。

(会員証)

第8条 会員には会員証を発行します。

2 会員証は会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与等はできません。

3 会員が会員証を紛失したときは直ちに財団に届け出たうえで、再発行を受けるものとします。

(会員の特典)

第9条 会員は次の特典を受けることができます。

(1) 財団が指定する公演のチケットを、一般発売に先行して予約・購入することができます。

(2) 財団が指定する公演のチケット(1人5枚を上限)を、財団が定める会員価格で購入することができます。

(3) 入会(再入会含む)・更新時に、チケット割引ポイント(500円分)を付与します。

(4) 財団が発行する行事案内・情報紙等を定期的に送付します。

(5) その他、財団が企画する会員限定の特典サービス(近隣店舗等での優待割引など)を提供します。

(チケットの予約・購入について)

第10条 会員は、サンポートホール高松プレイガイド（電話も含む。）及びWEBチケットにおいて、チケットの先行予約、購入及び割引のサービスを受けることができます。

2 会員が予約チケットの送付を希望する場合は、チケット代金及び所定送料の入金を確認のうえ、会員の登録住所にチケットを送付します。

3 予約チケット代金は、現金払い・銀行振込・クレジットカード支払い・コンビニ支払いとし、財団が指定する期日までに支払うものとします。ただし、期日までに支払いがない場合は、予約を取り消したものとします。

4 代金等の払い込みにかかる手数料は、会員の負担とします。

（届出の変更）

第11条 会員は、氏名及び住所等、入会申込書の記載事項に変更があったときは、直ちに財団へ届け出るものとします。

2 会員は、前項の届け出がないために財団からの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

（退会手続き）

第12条 会員は、さんぽーとCLUBを退会しようとするときは、速やかに申し出るとともに、会員証を返却するものとします。

2 会員が虚偽の申告、チケット代金の未払い、会員としてふさわしくない行為をしたときは、財団は会員資格を取り消すことができるものとします。

（事務局）

第13条 さんぽーとCLUBの事務は、財団の事務局が行います。

（委任）

第14条 この会則に定めるもののほか、さんぽーとCLUBの運営に関して必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和6年4月1日から施行します。